

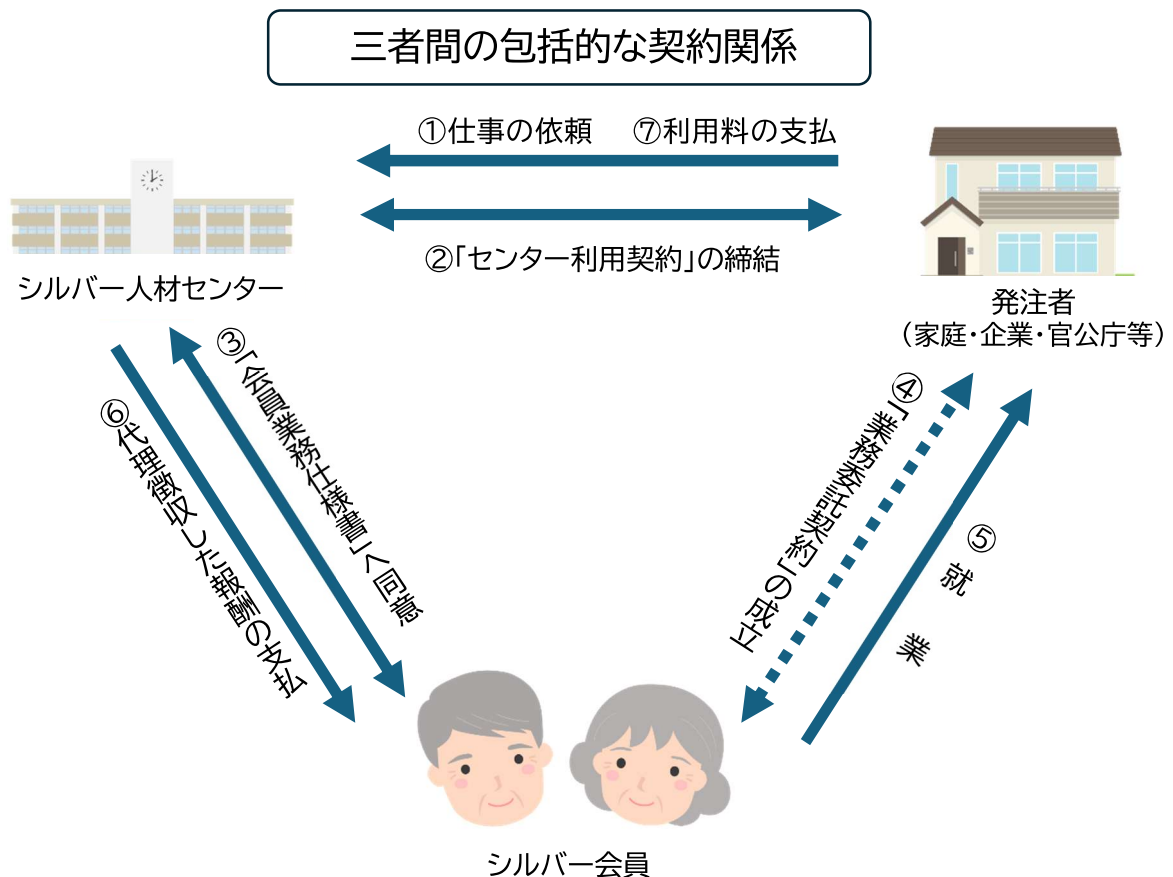
シルバー人材センターの契約方法が変わります

令和6年11月の特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(通称:フリーランス法)の施行に伴い、シルバー人材センターの会員がフリーランスに該当することから、令和8年4月1日に、国の方針に基づき、新契約方式への移行の準備を進めています。

移行後においても、会員とセンターの関係は実務面では現在と基本的には変わりません。今までどおり、センターは発注者と会員の間に入り、マッチング業務を行います。会員に支払われる働いた報酬分もセンターから振り込みをすることに変わりありません。

また、令和8年4月1日以降、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額等を「会員業務仕様書」で明示し、会員が同意することで契約関係が成立する仕組みとなります。

明示については、スマホやパソコンで会員自らが確認できる「クラウドサービス」の利用を考えています。



あらかじめ、小樽市シルバー人材センターのホームページに、次のⅠ、Ⅱを掲載し、発注者から同意をいただきます。

- Ⅰ. シルバー人材センター利用規約: 発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する基本的なルール
- Ⅱ. 会員業務就業規約: 会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール